

業務改善助成金の手続き

事業主

申請書の作成、提出

- ・申請書には以下を計画を記載する。
 - ①業務改善計画の策定
(設備・器具の導入等)
 - ②賃金引上計画の策定
(事業場内最低賃金を一定額以上引上げ)
- ・申請書を労働局に提出する。

締切り:平成30年1月31日

労働局

審査、交付決定
(1ヶ月)

労働局において申請書の審査を行い、適正であれば助成金の交付決定を行う。

事業主

計画の実施
(1~3か月程度)

事業主が計画に基づき、

- ①業務改善(設備導入等)
- ②賃金引上げ(注)

を実施する。

※3月末までに計画を完了する必要がある。
(注)賃金引上げは、交付決定前に実施してもよい。

事業主

実績報告書の作成、提出
(計画完了後1か月
(又は4/10))

- ・実績報告書には以下を記載する。
 - ①業務改善計画の実施結果
 - ②賃金引上げ状況
- ・実績報告書を労働局へ提出する。

労働局

審査、金額確定
(20日程度)

労働局において実績報告書の審査(※)を行い、助成金の金額を確定する。

- (※)
- ①業務改善(設備導入等)及び費用額の確認
 - ②賃金引上げの確認

請求書の提出

助成金の支給

状況報告の提出